

人間総合科学研究科生命システム医学専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

学位論文審査委員会は、主査1名と副査3名以上で構成する。主査と副査の候補は、専攻長ならびに教務委員会委員の合議により選出し、研究科運営委員会において学位論文審査委員会の設置が決定される。

- ア. 主査候補は人間総合科学研究科の研究指導教員から選出する。
- イ. 副査候補は、人間総合科学研究科の研究指導教員または授業担当教員から選出する。論文審査委員候補のうち1名以上は、当該専攻以外から選出する。なお、本学大学院の他研究科、他大学の大学院教員、またはそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教員会議が認めた者を副査候補に加えることができる。

(評価項目)

学位論文の審査は、以下に示す、医学系博士2専攻が求める博士(医学)の基準と当該専攻またはコースが定める個別の基準に従って判定を行うこととする。

博士論文(医学)の合格基準

- ア. 医学の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、科学論文として発表するのに相応しい量含まれていること。
- イ. 研究の目的、方法、結果、考察が学位論文に相応しい形式にまとめてあること。
- ウ. 研究成果の信頼性が十分に検証されていること。
- エ. 研究成果に対する考察が妥当であること。
- オ. 関連分野の世界における研究動向が把握され、当該研究成果の意義が明確に述べられていること。

最終試験医学合格基準

- ア. 博士(医学)を授与するに値する人格とコミュニケーション能力が備わっていること。
- イ. 医学研究を行う際に準拠すべき法的及び倫理的要件について説明できること。
- ウ. 当該博士論文研究の目的、方法、結果とその意味について説明できること。
- エ. 研究成果の信頼性について科学的に論考し、説明できること。
- オ. 関連分野の世界における研究動向を把握し、当該研究の意義について説明できること。
- カ. 当該研究成果に基づき、関連分野の動向を正しく理解し、オリジナルな研究をより進展させるためのさらなる研究を主体的に計画し実施し学術論文として公表する能力があること。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文および最終試験のいずれもが上記の合格基準のすべてを満たし、合格と判定されること。